

「特別養護老人ホーム サンライフおみ 東筑摩郡麻績村麻2117-1  
 特別養護老人ホーム ピアやまがた 東筑摩郡山形村4699-1  
 特別養護老人ホーム ちくまの 松本市波田6914番地  
 養護老人ホーム温心寮 松本市波田6857番地 」

に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中「東筑摩郡波田町9802番地1」を「松本市波田9802番地1」に改める。

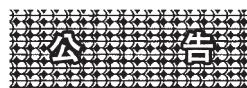
様式第91号の3中「第 回( 年 月執行)」を「第 回( 年 月 日執行)」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とする。

様式第122号の3の備考の2、様式第122号の6及び同様式の備考の2並びに様式第122号の9中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第122号の12の(その1)中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式の(その2)中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式の(その2)の備考の1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同備考の2及び3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第122号の15の(その1)の備考の1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式の(その1)の別紙の(2)並びに同様式の(その1)の別紙の(2)の備考の3及び4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

選挙管理委員会



## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人マイトリー虹
- 3 代表者の氏名  
小 林 正 信
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市穂高有明7607番地3 意識教育研究所内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、心の病や人生の困難のために社会から「ひきこもる青年たち」に対して、医療と教育の両面からその心に働きかけ就労などの社会的生産活動へと導くために、単に医療支援や教育的訓練を行うだけでなく、産業と福祉との連携のなかで支援環境を創り出し、青年および関わる人々が生涯に亘って自己を学び、如何に人のために自分を役立たせるかと言う福祉的活動の支援に関する活動を行い、もって人々の生涯学習に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年4月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
佐久穂町ショッピングパークラーチ  
南佐久郡佐久穂町大字高野町字久保川716-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社吉本  
南佐久郡佐久穂町大字平林121

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛 川 健 三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社ドラッグソーマ	相 馬 徳太郎	佐久市大字野沢1
浅川 和博	-	南佐久郡佐久穂町大字高野町2908
株式会社叶屋	塩 川 恵 子	南佐久郡佐久穂町大字高野町2917
嶋屋種苗株式会社	井 出 浩 司	佐久市臼田1706
株式会社吉本	由 井 正 隆	南佐久郡佐久穂町大字平林121

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛 川 健 三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社ドラッグソーマ	相 馬 徳太郎	佐久市大字野沢1
浅川 和博	-	南佐久郡佐久穂町大字高野町2908
株式会社叶屋	塩 川 恵 子	南佐久郡佐久穂町大字高野町2917
嶋屋種苗株式会社	井 出 浩 司	佐久市臼田1706
株式会社吉本	由 井 正 隆	南佐久郡佐久穂町大字平林121
菊池 信和	-	南佐久郡佐久穂町大字海瀬1531-18

4 変更した年月日

平成15年7月30日

5 届出年月日

平成22年4月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年4月30日から平成22年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年4月30日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久穂町ショッピングパーククラーク

南佐久郡佐久穂町大字高野町字久保川716-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社吉本

南佐久郡佐久穂町大字平林121

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時
株式会社ドラッグソーマ				
浅川和博				
株式会社叶屋				
嶋屋種苗株式会社				
株式会社吉本				
菊池信和				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分～ 翌日午前5時	午前8時30分～ 翌日午前5時
2	午前8時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～ 午後8時30分

4 変更年月日

平成22年4月4日

5 届出年月日

平成22年4月2日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年4月30日から平成22年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年4月30日

長野県知事 村井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松川ショッピングセンター

北安曇郡松川村5744-4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
破産者 松川ショッピングセンター協同組合  
破産管財人弁護士 三浦 守 孝  
松本市大手1-3-29

3 廃止前の店舗面積の合計  
2,116平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル

5 廃止した日  
平成19年12月19日

産業政策課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松本都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成22年4月30日

長野県知事 村井 仁

## 1 開催日時及び場所

## (1) 開催日時

平成22年5月30日（日） 午後1時から

## (2) 開催場所

松本市総合社会福祉センター 4階 大会議室（松本市双葉4-16）

## 2 都市計画案の概要

## (1) 都市計画案

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案  
松本都市計画区域区分の変更案

## (2) 案の閲覧

公告の日から平成22年5月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。  
なお、松本都市計画区域の変更案についても閲覧できます。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

## (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

## (2) 公述申出期間

公告の日から平成22年5月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

## (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所計画調査課、松本市建設部計画課

## (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 村 井 仁 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年4月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山 本 浩 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量  
別表のとおり
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
契約日から平成23年3月31日までの間で別に指定する日
- (4) 納入場所  
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法  
別表の番号ごとに入札に付し、それぞれの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が別表の番号ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企業局水道事業係  
電話 026 (235) 7381

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成22年5月24日(月) 午前10時  
イ 場所 長野保健福祉事務所 3階303会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年5月20日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

番号	調達する物品等	予定数量 (基)	等級 区分
1	口径13mm水道メーター(直読)	5,450	B以上
2	口径20mm水道メーター(直読)	1,450	B以上
3	口径25mm水道メーター(直読)	130	C以上
4	口径30mm水道メーター(直読)	30	C以上
5	口径40mm水道メーター(直読)	10	C以上
6	口径40mm水道メーター(隔測)	1	C以上
7	口径50mm水道メーター(隔測)	10	C以上
8	口径75mm水道メーター(隔測)	5	C以上

企業局